



福岡医発第47号(地)

平成23年 4月 7日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一 良

日本医師会認定産業医制度における産業医科大学  
産業医学基礎研修会集中講座修了者の取扱いについて

標記の件につきまして、産業医科大学にて開催されている産業医科大学産業医学基礎研修会集中講座修了者については、従来の単位シールの発行から修了認定書(別紙参照)発行へと変更になりました。

つきましては、貴職におかれましても会員より申請書類が届いた際は、修了認定書をご確認いただきますようご協力いただくとともに、会員への周知方についてよろしくお願い申し上げます。

記

1. 産業医科大学の産業医学基礎研修会集中講座修了者については、日医認定産業医制度における基礎研修50単位と同等以上の研修を修了した者と認める。

2. 産業医科大学の産業医学基礎研修会集中講座修了者については、修了認定日から5年以内に1回限り申請できることとする。

---

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 権藤秀之  
会長 蒲池 壽

(地Ⅱ244)

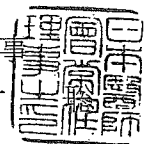
平成23年3月31日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

今 村



日本医師会認定産業医制度における産業医科大学  
産業医学基礎研修会集中講座修了者の取扱いについて

標記の件につきまして、本会常任理事会において協議の結果、今後、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、お知らせいたします。

つきましては、産業医科大学産業医学基礎研修会集中講座修了者から認定産業医の申請がありましたら、貴会において修了認定書（別紙参照）をご確認の上、従来の産業医科大学基本講座修了者と同様に取り扱うよう、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

なお、この産業医学基礎研修会集中講座は、日本医師会の基礎研修として認められたものであり、生涯研修としては認められませんので念のため申し添えます。

記

1. 産業医科大学の産業医学基礎研修会集中講座修了者については、日医認定産業医制度における基礎研修50単位と同等以上の研修を修了した者と認める。
2. 産業医科大学の産業医学基礎研修会集中講座修了者の申請は、修了認定日から5年以内に1回限り申請できることとする。

別紙

証 第 号

# 修了認定書

氏 名  
( 生 年 月 日 )

貴殿は産業医科大学産業医学基礎研  
修会〇〇集中講座の全課程を修めた  
のでここに修了認定書を授与する

平成 年 月 日

産業医科大学長

(公印)

この修了認定書をもつて労働安全衛生規則第14条第2項第1号  
に規定された研修を修了したことを証明する